

2020年4月30日

東京都知事 小池百合子 殿

東京地方労働組合評議会  
議長 荻原 淳

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう雇用・産業対策に関する緊急申し入れ  
(第2次要請)

新型コロナウイルス感染症（以下、同感染症）は想定を超えるスピードでパンデミックとなり、先進諸国においても医療崩壊と大量の雇用喪失、景気後退をもたらしています。日本においては初動対策の失敗、政治日程を優先させたことによる対応の遅れにより、危機的状況を迎えています。緊急事態宣言発令後、政府による緊急経済対策などが打ち出されたものの、その実効性は確保されておらず、医療崩壊と空前の不況への不安は日増しに高まっています。

今回の同感染症危機は、過去の経済危機とは異なり、東京都に多い、人との接触が不可欠な産業や在宅勤務が困難な職業に従事する労働者への影響が大きいと考えられます。幅広い労働者に甚大な被害をもたらしますが、中でも特に低所得者層を直撃し、少なくとも短期的には所得格差を著しく悪化させます。危機の影響を受ける個人を対象とした迅速かつ大規模な支援が求められています。

こうした情勢をふまえ、ここに東京地評として雇用・産業対策に関する緊急要望を第2次分として以下の通り申し入れます。早急にご対応いただきますよう、謹んで要請いたします。

記

(1) 同感染症の拡大により「解雇」「雇止め」「賃下げ」「休業や自宅待機に伴う補償」など、深刻な相談が多く寄せられています。東京都としての「都税などの支払い猶予」「助成金」「行政手続き期間の延長・免責」などをさらに拡充させて、事業の継続と雇用を守ってください。また、国に対し、国税の免除・支払い猶予や支援策の拡充、各種手続きの柔軟化・延長を要望してください。

(2) 東京地評労働相談センターに、同感染症拡大を口実とした解雇や感染予防を口実とした雇用条件の改悪についての労働相談が多く寄せられています。同感染症に便乗したものと言え、看過できません。また、休業にあたっての休業補償が正規労働者とパート・派遣など非正規労働者との間で格差が設けられ、非正規労働者が不利な扱いを受けたり、休業にあたっては労働者本人の有給休暇消化を強要させられたりするなど、公序良俗や労働関係法に反する事例も見受けられま

す。都において同感染症対策を講じるにあたっては、働くものの権利と雇用・生活が公正に保護されるように、必要な指導や啓発を進めてください。

(3) 東京都が開始した「感染拡大防止協力金」制度を改善してください。

①4月17日以降に協力した施設等についても対象とし、原則すべての中小企業、個人事業主、NPO法人を対象に支給してください。

②対象期間を延長し、5月6日以降も対象とするように改善してください。

③家賃やリース代など、固定費に対する支援を付加してください。

④屋号の公表を条件としないなど、簡便で障壁の少ない、柔軟な制度にしてください。

⑤国に対し、同協力金を非課税対象とするよう求めてください。

(4) 同感染症拡大の直接的、間接的影響により失業した労働者がすみやかに正規雇用で就労できるよう、東京都で正規雇用として採用したり、就業機会を創設したりするなど支援策を講じてください。内定取り消しとなった新規学卒就労者や学生アルバイトへの支援も、これら失業者と同等に手厚く進めてください。

(5) 一部休業や短縮営業などにより、いわゆるシフト減を余儀なくされている労働者に対し、減給相当分を補償するよう、施策を講じてください。

(6) 事業所に対し、雇用調整助成金相当額を立て替える形で給付する措置を講じてください。雇用調整助成金は、労働者の雇用を確保するために休業中等の労働者の賃金を助成するものです。しかし、同助成金は事業者が労働者に支払った後に助成されることから、緊急の対応が必要となっている状況のもとでは、体力のない事業所はこの制度を十分活用できません。東京都が立て替えて給付することで、こうした事業所に働く労働者の雇用と当面の生活が保障されます。

(7) 同感染症による受診抑制等により、都内医療機関においては入院、外来、手術が激減しており、また介護施設においては利用者が大幅に減少しています。医療機関、介護施設はいずれもその収入を診療報酬や介護報酬に依っているもとので、5月以降、同感染症拡大を契機とする診療・介護報酬の激減に直面することとなります(診療・介護報酬は申請月の3か月後に支払われます)。東京都において医療崩壊、介護崩壊が懸念されるなか、これら施設の存続が危ぶまれる事態を迎えかねません。これら施設の従事者の雇用確保と生活安定の観点から、東京都として独自の補助制度をつくり、支援してください。

(8) 都内の医療崩壊、介護崩壊を引き起こさないよう、都立病院や公社病院の体制の拡充、とりわけ人員拡充と労働環境の改善を早急に進めてください。

(9) 個人向け無利子・無担保貸付制度を新設してください。東京都産業労働局においては中小企業従業員融資がすでに展開、拡充されていますが、金融資産の少ない高リスク世帯への対応としては十分とは言えません。景気低迷、減収、失業による生活資金の枯渇回避は喫緊の課題です。高リスク世帯への、同感染症に直接起因する事案に限定しない広い資金確保が重要であり、中小企業向けの資金繰り支援である無利子・無担保の緊急融資を個人向けに拡張するなど、新規制度を設けるべきです。

(10) 意思決定や政策対応に潮流を問わずローカルセンターを参加させてください。迅速かつ効果的な施策展開のためには、あらゆるレベルにおける効率的な社会対話が必要不可欠です。労働団体は同感染症危機に関する意思決定や政策対応に参加することによって、重要な役割を果たすことができます。

(11) 同感染症が終息しない下で、大地震や風水害など自然災害が発生する可能性があります。こうした複合災害を視野に入れた対策が必要です。発災に備え、特に避難所や事業所に必要な物資の確保、とりわけ手洗い石鹸、消毒液、マスクを備蓄が急務です。そのための必要な支援を進めてください。その際、事業所に対しては10割補助を行ってください。

(12) 医療従事者や新型コロナウイルス感染者とその親族が差別を受けたり、不名誉な烙印を押されたりすることがないように、必要な対策を講じてください。

(13) 支援施策の展開にあたっては、性別や正規・非正規といった雇用形態の違いやフリーランス（個人事業主）にあたるか否か、移住労働者（外国人労働者）であるか否かによって、実質的格差が生じることがないようにしてください。

以上